

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (31329)
地域名 (地域内農業集落名)	郡家1 (姫路、明辺、落岩、山志谷、麻生、福地、野町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内それぞれの集落において、担い手による集積、農事組合法人の設立、集落営農の任意組織の設立などにより地域農地の維持に尽力している。しかしながら、農地利用区域内農用地面積の50%以上が70歳以上と高齢化が進んでおり、今後10年後を想定すると遊休農地の増加は否定できない状態にある。山志谷集落においては過疎化の加速に伴い、集落での話し合いの元、ほぼ全ての農地で植林を計画しており、全農地を農業振興地域から除外している。今後、本地域の農地を維持していく上では、担い手への農地集積集約、農事組合法人や集落営農の後継者育成を進めていく必要がある。

また、本地域においては多面的機能交付金支払制度、中山間地域直接支払交付金制度の活用集落がともに5集落あり、本事業を有効に活用し農地及び農業用施設の維持管理を実施している。しかしながら、事務の複雑化及び農業者の高齢化に伴い今後の事業活用が困難な組織もでてきている。

※地域内における主な栽培品目: 水稻35.3ha、果樹3.5ha、野菜・花等6.8ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域においては主に水稻(主食用米)の栽培がおこなわれている。一部の集落では山間地域の特性を活用しワサビの栽培を行っている。

全地域が中山間地域であり、農家の高齢化により除草作業、農薬散布など体力的にも厳しい状況となってきた。一部の地域では畦畔ヘセンチピートを施工するなど作業の軽量化を図っているが、今後、各集落の農事組合法人や集落営農の存続を考慮するとドローンによる防除やリモコン草刈機による除草作業などスマート農業の導入や組織後継者の育成を進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農業経営の安定と農村環境保全のため、地域のバランスを考えながら担い手等への農地集積集約化を目指し、原則として農地中間管理事業に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針 現在、基盤整備事業の計画はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 今後の農業経営安定のためには現在の担い手（農事組合法人、集落営農組織）の存続が不可欠である。組織構成員の高齢化も進んでいるが、後継者育成に努め組織の存続を維持する。 離農者の多くは高齢や農業機械の故障などによりものが多い、このため機械の共同利用などの新たな任意組織の設立に向けた取組を進める。 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施のサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 担い手による集積が困難な農地については農業支援サービス事業体の実施している農作業受託の斡旋を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣対策交付金・多面的機能支払交付金を活用し、必要に応じて新たな侵入防止柵の設置を行うとともに既存施設の維持管理と情報収集に務める。
- ②姫路集落において農業法人が減農薬・化学肥料削減にり特別栽培米の生産に取り組み環境保全型農業直接支払交付金制度を活用している。
- ③姫路集落において農業法人がドローンによる農薬散布などスマート農業の実践を行っている。
- ③農事組合法人や集落営農組織においてドローンを活用した農薬散布、除草作業の軽量化を検討していく。
- ⑦中山間地域直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や農道・水路等の保全管理のための取組を進めていく。
- ⑨公共工事及び災害復旧工事に伴い、仮設道路などへの一時転用農地がある。